

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行なっている保険医療機関です

当院の受けている指定、認定は次のとおりです

- ◇保険医療機関 ◇第二次救急医療施設 ◇生活保護法指定病院 ◇労災保険指定病院 ◇戦傷病者指定医療機関 ◇DPC 対象病院
- ◇身体障害者福祉法指定病院 ◇結核指定医療機関 ◇医師臨床研修協力機関 ◇難病法に係る指定医療機関
- ◇指定小児慢性特定疾病医療機関

DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する「DPC 対象病院」となっております。

※医療機関別係数 1.3104

(基礎係数 1.0063 + 機能評価係数Ⅰ 0.2031 + 機能評価係数Ⅱ 0.0740 + 救急補正係数 0.0270)

厚生労働大臣の定める施設基準について次の届け出を行っています

《基本診療料の施設基準》

- ◇急性期一般入院基本料 2 1 0 対 1
- ◇機能強化加算
- ◇急性期看護補助体制加算 (2 5 対 1) (看護補助者 5 割以上)
- ◇看護職員夜間配置加算 1 6 対 1
- ◇地域包括ケア病棟入院料 1
- ◇回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- ◇救急医療管理加算
- ◇診療録管理体制加算 1
- ◇患者サポート体制充実加算
- ◇情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ◇在宅患者訪問診療料 (Ⅰ) の注 13 及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する在宅医療 DX 情報活用加算
- ◇在宅患者訪問看護・指導料の注 17 に規定する訪問看護医療 DX 情報活用加算
- ◇医師事務作業補助体制加算 1 (7 5 対 1)
- ◇重症者等療養環境特別加算
- ◇医療安全対策加算 2 (医療安全対策地域連携加算 2)
- ◇感染対策向上加算 2 (連携強化加算)
- ◇感染対策向上加算 2 (サーベイランス強化加算)
- ◇入退院支援加算 (加算 1) (総合機能評価加算)
- ◇データ提出加算 (加算 2)
- ◇精神疾患診療体制加算
- ◇認知症ケア加算 (加算 2)
- ◇せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◇後発医薬品使用体制加算 1
- ◇看護職員処遇改善評価料 37
- ◇医療 DX 推進体制整備加算 1 (医科・歯科)
- ◇協力対象施設入所者入院加算

《特掲診療料の施設基準》

- ◇糖尿病合併症管理料
- ◇がん性疼痛緩和指導管理料
- ◇院内トリアージ実施料
- ◇下肢創傷処置管理料
- ◇夜間休日救急搬送医学管理料 (注 3 に掲げる救急搬送看護体制加算)
- ◇がん治療連携指導料
- ◇薬剤管理指導料
- ◇別添 1 の「第 14 の 2」の 2 の (2) に規定する在宅療養支援病院

- ◇在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ◇在宅がん医療総合診療料
- ◇検体検査管理加算 (Ⅱ)
- ◇小児食物アレルギー負荷検査
- ◇CT 撮影及び MRI 撮影
- ◇無菌製剤処理料
- ◇歯科口腔リハビリテーション料 2
- ◇CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー
- ◇往診料の注 9 に規定する介護保険施設等連携往診加算
- ◇脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅰ)
- ◇運動器リハビリテーション料 (Ⅰ)
- ◇呼吸器リハビリテーション料 (Ⅰ)
- ◇医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
- ◇輸血管理料Ⅱ・輸血適正使用加算
- ◇人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ◇胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ◇クラウン・ブリッジ維持管理料
- ◇検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ◇認知療法・認知行動療法 1
- ◇地域連携診療計画加算
- ◇在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2
- ◇在宅患者訪問看護・指導料の注 17 (同一建物居住者訪問看護・指導料の注 6 の規定により準用する場合を含む。)及び精神科訪問看護・指導料の注 17 に規定する訪問看護医療 D X 情報活用加算
- ◇椎間板内酵素注入療法
- ◇二次性骨折予防継続管理料 1
- ◇二次性骨折予防継続管理料 2
- ◇二次性骨折予防継続管理料 3
- ◇外来化学療法加算 1
- ◇外来腫瘍化学療法診療料 3
- ◇歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準
- ◇緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ◇在宅医療情報連携加算
- ◇入院時食事療養／生活療養 (Ⅰ)
- ◇入院ベースアップ評価料 6 3
- ◇外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)
- ◇歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)
- ◇酸素購入単価 CE 0. 1 3 円／小型ボンベ 1. 8 7 円